

鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託 プロポーザル実施要項

1 趣旨

鳥羽市学校給食中央共同調理場の調理等業務委託を実施するにあたり、民間業者の有する技術力を有効に活用し、児童生徒に「安全・安心」でおいしい給食を提供するため、委託する事業者を本要項で決定するものである。

2 募集内容

- (1) 件 名 鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託
- (2) 内 容 別紙「鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日～令和11年3月31日

3 スケジュール(選定に至るまでの流れ)

- (1) 公告掲示による募集 令和7年8月8日(金)
- (2) 中央共同調理場施設見学
参加申込締切 令和7年8月18日(月)正午まで
- (3) 施設見学 令和7年8月21日(木)午前10時～正午
- (4) 質問書の受付締切 令和7年8月18日(月)から8月26日(火)午後5時まで
- (5) 参加意思確認 令和7年9月5日(金)
- (6) 提案書、提案見積書提出締切 令和7年9月9日(火)午後5時まで
意思表示を別紙様式にて報告をお願いします。
- (7) 参加者ヒアリング審査 令和7年9月19日(金)
※時間等詳細については9月12日(金)までに別途通知します。
- (8) 最優秀提案者の決定 決定につきましては、9月30日(火)までに郵送等にてお知らせします。

4 手続き等

- (1) 中央共同調理場 施設見学(現地確認)
- ①開催日時 令和7年8月21日(木) 午前10時から施設見学(現地確認)
- ②集合場所 鳥羽市学校給食中央共同調理場
- ③施設見学 調理等作業箇所の入室にあたっては、施設見学開催日から遡って2週間内に実施した腸内細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌O157等)を受け、衛生管理上支障のない者に限る。
- ④参加申込 令和7年8月18日(月)正午まで
「鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託施設見学参加申込書」【応募様式1】を担当事務局へFAX又は電子メールにて送信
- ⑤持参物 施設内見学用白衣、帽子、マスク
※施設内調理等作業箇所見学希望者は、見学会から遡って2週間内に実施した腸内細菌検査結果を、当日受付にて提出すること。

(2) 質問及び回答

① 質問方法

この募集に関して質問のある場合は、原則として「鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託プロポーザル質問書」【応募様式2】に質問内容等を具体的に記入し、担当事務局あてにFAX又は電子メールにて提出すること。なお、提出後に着信の確認を担当事務局へ行うこと。

電子メールアドレス	gakumu@city.toba.lg.jp
FAX番号	0599-25-1263
件 名	【質問】中央共同調理場調理等業務委託(提案者名)
ファイル名	【質問】中央共同調理場調理等業務委託(提案者名)

② 質問受付期間等 令和7年8月18日(月)から8月26日(火)午後5時まで

③ 質問に対する回答

受け付けた質問については、9月2日(火)までに、プロポーザル参加申込者全員に FAX 又は電子メールにて回答を行います。

(3) 提出書類

応募提案をしようとする者は、下記要領にて、書類を提出すること。なお、プロポーザル参加意思確認申請書【応募様式3】にて、9月5日(金)までに連絡を行うこと。

① 提出締切日 令和7年9月9日(火)午後5時まで **※必着**

② 提出方法 郵送又は持参

③ 受付場所 担当事務局

④ 提出書類

ア)「鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託プロポーザル提案書」

A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。※提出部数9部。

なお、【応募様式4】を表紙とし、以下に示す記述項目の順序、構成を遵守し作成すること。

より良い提案を行うために必要に応じて章立てを変更することを妨げないが、その場合は変更点や変更箇所及び理由を明示すること。

<記述項目>

A 参加者の事業概要

※定款、規約それらに類する書類を添付(コピー可)

B 学校給食に関する考え方

提案者の学校給食に関する考え方について記述すること。

i) 学校給食についての基本方針等

ii) 食教育において学校給食が担う役割について

C 危機管理に関する考え方

共同調理場での調理業務等における危機管理に関する考え方について記述すること。

i) 危機管理体制について

※独自のマニュアルや基準がある場合は添付すること。

ii) 事故等発生時の対処方法や体制

iii) 大規模災害発生時の協力体制

D 安全衛生管理に関する考え方

共同調理場での調理業務衛生管理に関する考え方について記述すること。

i) 衛生管理の考え方

ii) 衛生管理体制

※独自のマニュアルや基準がある場合は添付すること。

iii) ノロウイルス等食中毒予防に対する考え方

iv) アレルギー対応食の調理について

E 業務運営に関する考え方

共同調理場での調理業務等を行う際の、業務運営体制に関する考え方を記述すること。

i) 業務運営体制

ii) 過去の学校給食もしくは大量調理(300食以上)の受託実績

iii) 過去5か年における事故歴、業務改善内容等

F 従事者に関する考え方

共同調理場での調理業務等従事者に関する考え方を記述すること。

i) 人員配置体制

※直近の決算期の常勤役員表、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト)を添付のこと

ii) 従事者の採用計画

iii) 従事者の定着方策

iv) 教育・研修の体制及び内容

イ) 「鳥羽市学校給食中央共同調理場調理等業務委託プロポーザル提案見積書【応募様式5】

※提出部数9部 受託料総額、受託料積算明細、年度別受託料を記載すること。

※提案見積上限額を1億4,057万4千円(税込)とし、提案見積上限額を上回ってはならない。

ウ) 添付書類

※提出部数1部

i) 証明書等(コピー可)

○法人事業者

・過去3か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、その他)

⑤ 提出書類等の取扱い

ア) 著作権

応募提案書類、その他応募者から提出された書類(以下「応募提案書類等」という。)の著作権は、応募者に帰属する。ただし、鳥羽市が当該募集に関する報告等のため、必要な場合には、応募提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

イ) 提出書類の取扱い

応募提案書類等については公表しないが、情報公開請求があった場合、鳥羽市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

ウ) 提出書類の返却

応募提案書類等は返却しない。

担当事務局

鳥羽市教育委員会事務局 学校教育課学務係

所在地: 〒517-0022 鳥羽市大明東町1番6号

TEL: 0599-25-1265 FAX: 0599-25-1263

e-mail: gakumu@city.toba.lg.jp